

## 1 趣旨

国際化や情報化の進展など、社会が加速度的に変化する中、これからの時代を生きる子どもたちには、様々な人と関わり、多様な価値観や考え方を認め合いながら、協力して、よりよい社会を目指していく力を養うことが求められています。

中央教育審議会答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう示されました。

この答申を踏まえ、幼児期の教育においては、①幼児期の教育において育みたい資質・能力の明確化 ②小学校教育との円滑な接続 ③現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し、という基本方針に基づいて、幼稚園教育要領等の改訂が行われました。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な役割を担っているといわれています。幼児期に忍耐力や自己制御、自尊心といった社会情動的スキル(非認知的能力)を身に付けることが、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるという研究成果や、幼児期における語彙数、多様な運動経験などがその後の学力や運動能力に大きな影響を与えるという調査結果などから、幼児期の教育の重要性への認識が高まっています。そのことから、保育所・認定こども園・幼稚園等では、幼児期の教育の充実に努めていく必要があります。今回改訂された保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の3つは、これまで以上に整合性が図られており、中でも3歳児以上の教育については、ほぼ同様の書き方で示されています。

そうした中、神奈川県各施設等において、質の高い教育を提供していくためには、すべての保育者が子どもを取り巻く社会の現状や課題、就学前教育の体制等を理解し、一人ひとりの子どもに応じた適切な指導をしていくことが大切です。

そこで、本県では平成29年11月から「就学前教育に関する検討会議」を設置し、各施設等において充実した就学前教育を提供できるよう、**保育者の資質向上に資するための指導資料を作成することとしました。**

## 2 乳幼児の現状と課題

### (1) 社会の変化

現在、子育て家庭においては、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化しており、子育てに不安を感じ、孤立感や不安感等から負担を感じている保護者が増えています。また、男女雇用機会均等法や育児休業制度等の普及により離職の減少、女性の社会進出等により共働き家庭・ひとり親家庭など日中に保育が必要な家庭形態が増え、保育ニーズが増加しています。

このような中、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から導入されました。

※内閣府 HP (子ども子育て支援新制度) <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>

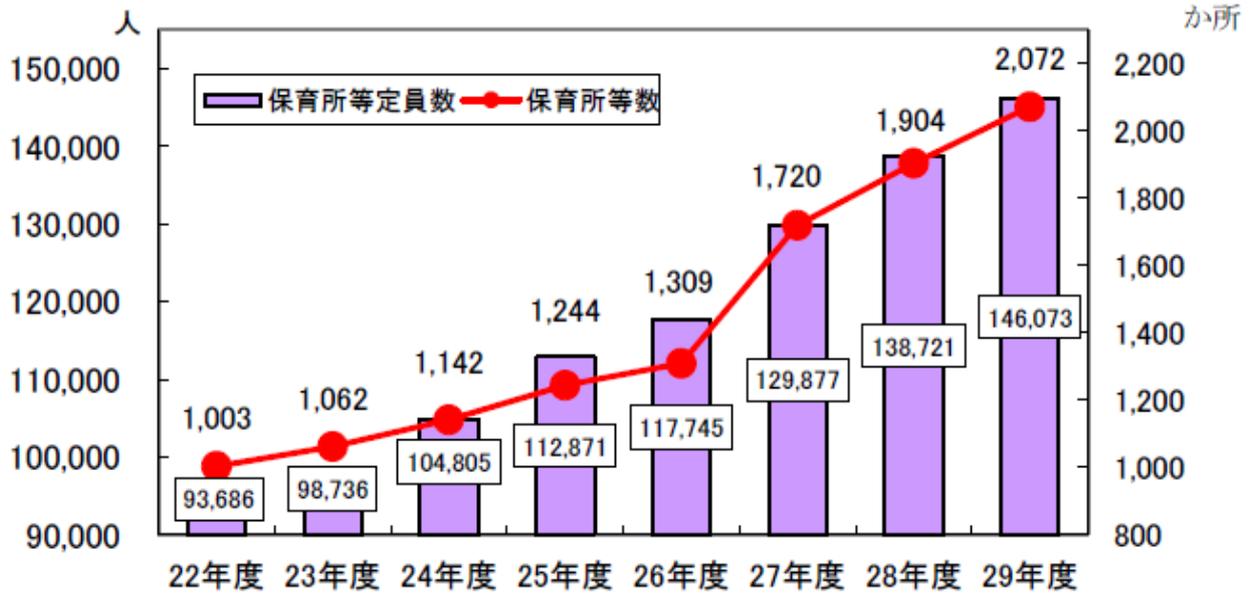
### (2) 神奈川県の現状と課題

本県では、就学前児童人口が減少している傾向があり、幼稚園の定員数が減少している一方で、幼保連携型認定こども園や保育所の定員数が増えています。また、待機児童数も増加していることから、就学前の幼児の過ごす場が変化していることがわかります。(図-1、2、3参照)

※「神奈川県内の子ども・子育て総合情報サイト 子育て支援情報サービスかながわ」(<http://c.rakuraku.or.jp/shinseido/>)では、神奈川県内の子育て支援に関する行政サービスや子育て支援団体の情報、イベント情報などが集約されています。

図-1

保育所等数・定員数の推移（各年4月1日現在）



幼稚園数・定員数の推移（各年5月1日現在）

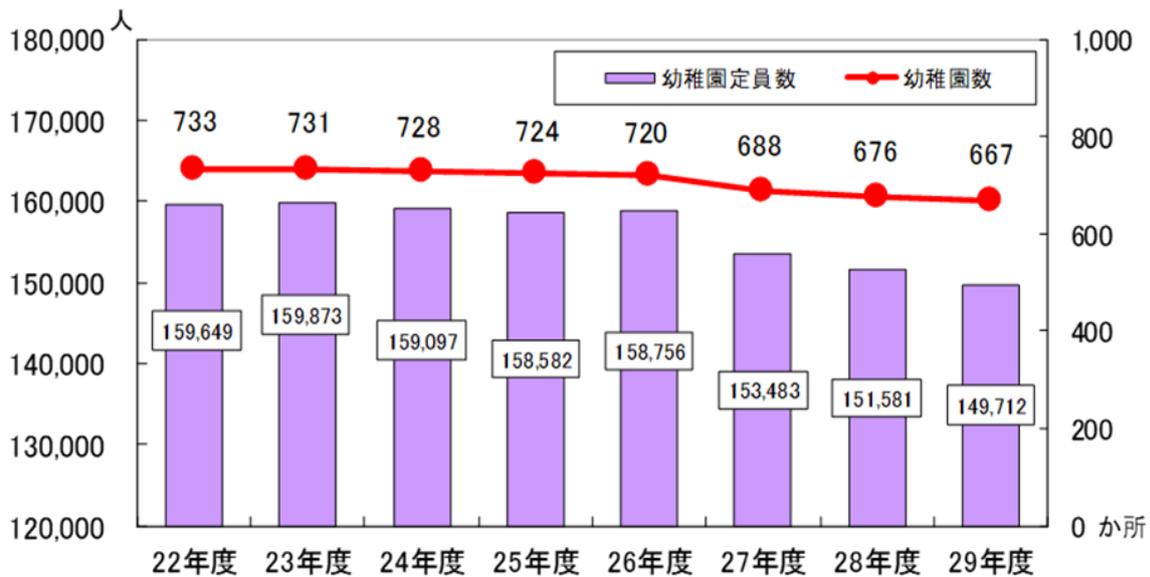
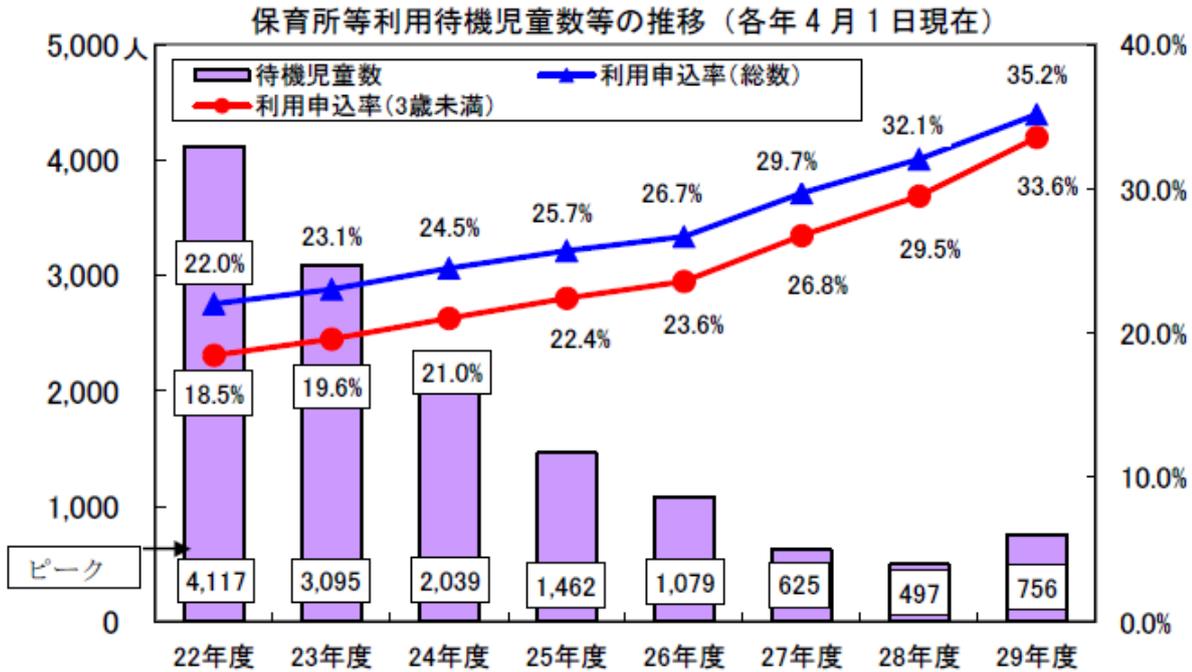


図-2

保育所及び幼稚園施設数等の推移

	保育所等数	保育所等定員数	幼稚園数	幼稚園園児数
平成22年度	1,003	93,686	733	159,649
平成23年度	1,062	98,736	731	159,873
平成24年度	1,142	104,805	728	159,097
平成25年度	1,244	112,871	724	158,582
平成26年度	1,309	117,745	720	158,756
平成27年度	1,720	129,877	688	153,483
平成28年度	1,904	138,721	676	151,581
平成29年度	2,072	146,073	667	149,712

図-3



(注) 平成 27 年度から認可保育所のほか、認定こども園・地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の利用児童を含む。

幼稚園は、「学校教育のはじまり」といわれていますが、今まで幼児期の教育を担ってきた幼稚園の定員数が減っている中、幼稚園だけでなく、就学前におけるどの施設においてもすべての子どもが健やかに成長するよう、質の高い幼児期の教育を実践していくことが求められています。幼児期において、生活や遊びの豊かな体験を通して学ぶ力の基礎を育て、小学校以降の学校教育のねらいである「生きる力の育成」へつなげていくことが、幼児期の教育の役割です。

平成 30 年度から実施される保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領においては、幼児期の教育と小学校教育の接続が特に重要視されています。小学校低学年の学びはゼロからのスタートではなく、幼児期の様々な体験等を通して培われた資質・能力が、小学校以降において各教科等の「見方・考え方」の基礎になるとともに、各教科等の特質に応じた学びにつなげていくことが明示されています。

さらに、3つの指針・要領に共通して「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されました。これは、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより就学前に見られるようになってくる姿です。この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園においても目指していくことが必要です。さらにこの姿を小学校教員とも共有することで、小学校との円滑な接続が一層図られることが期待できます。

現在も、県下の様々な地区で幼保小の連携は行われています。しかし、子どもや教員・保育者の交流は、進んできているものの、教育課程の接続がまだ十分であるとは言いえないと考えます。そこで、就学前教育に携わる保育者と小学校教員が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をもとに幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切です。

\* 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」・・・P 6 参照

### 3 就学前教育の体制

#### (1) 就学前教育の体制

##### 《保育所》

- \* 0歳～就学前
- \* 児童福祉法に基づいて、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。
- \* 利用時間：標準時間→11時間、短時間→8時間、園により延長保育を実施
- \* 利用できる保護者：共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で養育のできない保護者

##### 《幼稚園》

- \* 3歳～就学前
- \* 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児教育を行う学校
- \* 利用時間：基本教育時間4時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育など実施。
- \* 利用できる保護者：制限なし

##### 《認定こども園》

- \* 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設<0歳～2歳>
- \* 利用時間：標準時間→11時間、短時間→8時間、園により延長保育を実施
- \* 利用できる保護者：共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で養育のできない保護者<3歳～就学前>
- \* 利用時間：基本教育時間4時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施
- \* 利用できる保護者：1号認定：制限なし  
2号認定：共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で養育のできない保護者

##### 認定こども園の類型

- 「幼保連携型」
- 「幼稚園型」
- 「保育所型」
- 「地方裁量型」

##### 地域型保育の類型 「家庭的保育」「小規模保育」「事業所内保育」「居宅訪問型保育」

##### 《地域型保育事業》

- \* 保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業
  - \* 利用時間：夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
  - \* 利用できる保護者：共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者
- ※地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設が設定される

子ども子育て支援制度は、支援を必要とするすべての家庭がそれぞれのニーズに合わせて利用できるよう、教育・保育の受け皿を増やすとともに多様な支援を用意し、子どもたちのよりよい成長を促すための支援を目指しています。

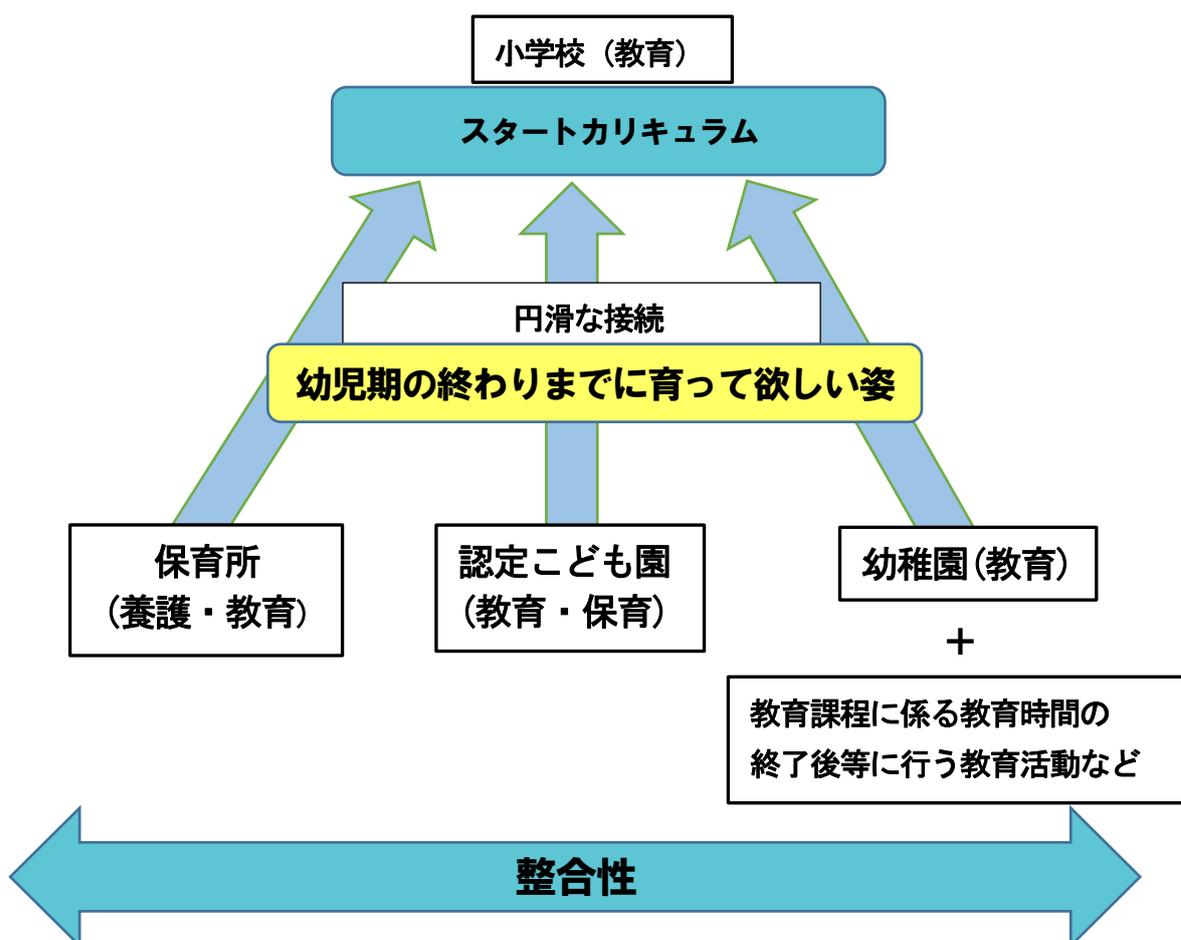
保育所においてこれまでも幼児教育の部分を担当してきましたが、平成29年3月に告示された保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領では、さらに整合性が図られています。

##### 確認しておきましょう！

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園においても環境を通して行う教育を基本とし、生きる力の基礎となる資質・能力や、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿を明確にしたことで、小学校教育との接続の一層の強化が図られるようになりました。

幼児期に忍耐力や自己制御、自尊心といった社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力を身につけることが大人になってからの生活に大きな差が生じるという研究成果があるように幼児教育の重要性への認識が高まっています。そこで、幼児期の教育の質が問われる時代になり、質の中核となる幼児期の教育を担う保育者の力量が求められています。

(2) 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の整合性



#### 4 幼児期の教育の充実

(1) 幼児期に育みたい資質・能力と幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

保育所、認定こども園、幼稚園においては、園生活全体を通して、**幼児の生きる力の基礎を育むことが重要**

→

幼児期の教育の基本を踏まえ、**育みたい資質・能力を育てることが大切**

→

幼児期の教育において育みたい資質・能力は、「**知識及び技能の基礎**」「**思考力、判断力、表現力等の基礎**」「**学びに向かう力、人間性等**」

- ・ 幼児教育の基本は「**環境を通して行う教育**」である。
- ・ 育みたい資質・能力は、保育及び教育のねらい及び内容に基づき、保育所、認定こども園、幼稚園（以下「園」という）が幼児の発達の実情や幼児の興味や関心等を踏まえながら展開する活動全体によって一体的に育てていくもの。
- ・ 各園においては、実践における幼児の具体的な姿から捉え、教育課程の編成等を行うこと。
- ・ 幼児期の教育において育みたい資質・能力
  - 「**知識及び技能の基礎**」：豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりすること。
  - 「**思考力、判断力、表現力等の基礎**」：気付いたことやできるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりすること。
  - 「**学びに向かう力、人間性等**」：心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとすること。

## ○幼児期の終わりまでに育ってほしい姿のイメージ

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の捉え方を園内で話し合ってみましょう。5歳児後半の姿のイメージをもとに、3歳、4歳、5歳では、どのような環境や保育者のかかわりをすればよいのか考え、教育課程を作成していきましょう。

### 健康な心と体

・園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

### 自立心

・身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならぬことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる

### 協同性

・友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

### 道徳性・規範意識の芽生え

・友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

### 社会生活との関わり

・家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

### 思考力の芽生え

・身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

### 自然との関わり・生命尊重

・自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念を持つようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもち関わるようになる。

### 数量・図形、標識や文字等への関心・感覚

・遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

### 言葉による伝え合い

・先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

### 豊かな感性と表現

・心動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」のうち、「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」の3項目について、解説します。

## 自立心

### 【幼児の発達の様】

幼児は、身近な環境に主体的に関わり、様々な活動を楽しむ中で、信頼する保育者に支えられながら、物事を最後まで行う体験を重ね、自分の力でやろうとする気持ちをもったり、やり遂げた満足感を味わったりするようになる。5歳児の後半には、遊びや生活の中で様々なことに挑戦し、失敗も繰り返す中で、自分でしなければならないことを自覚するようになる。保育者や友達の力を借りたり励まされたりしながら、難しいことでも自分の力でやってみようとして、考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げる体験を通して達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

### 【小学校教育とのつながり】

幼児期に育まれた自立心は、小学校生活において、自分でできることは自分でしようと積極的に取り組む姿や、生活や学習での課題を自分のこととして受け止めて意欲的に取り組む姿、自分なりに考えて意見を言ったり、分からないことや難しいことは、先生や友達に聞きながら粘り強く取り組んだりする姿など、日々の生活を楽しく充実させることにつながっていく。

## 協同性

### 【幼児の発達の様】

幼児は友達と関わる中で、様々な出来事を通して、嬉しい、悔しい、悲しい、楽しいなどの多様な感情を抱きながら、友達との関わりを深めていく。その中で互いの思いや考えなどを共有し、次第に共通の目的をもつようになる。5歳児の後半には、その目的の実現に向けて、考えたことを相手に分かるように伝えながら、工夫したり、協力したりし、充実感をもって幼児同士でやり遂げるようになる。

### 【小学校教育とのつながり】

幼児期に育まれた協同性は、小学校における学級での集団生活の中で、目的に向かって自分の力を発揮しながら友達と協力し、様々な意見を交わす中で新しい考えを生み出しながら工夫して取り組んだりするなど、教師や友達と協力して生活したり学び合ったりする姿につながっていく。

## 道徳性・規範意識の芽生え

### 【幼児の発達の様】

幼児は、他の幼児と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことがあることを分かり、考えながら行動するようになっていく。5歳児の後半には、いざこざなどうまくいかないことを乗り越える体験を重ねることを通して、人間関係が深まり、友達や周囲の人の気持ちに触れて、相手の気持ちに共感したり、相手の視点から自分の行動を振り返ったりして、考えながら行動する姿が見られるようになる。また、友達と様々な体験を重ねることを通して、人間関係が深まる中で、きまりを守る必要性が分かり、友達と一緒に心地よく生活したり、より遊びを楽しんだりするために、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

### 【小学校教育とのつながり】

幼児は、他の幼児と関わる中で、自分の感情や意思を表現しながら、時には自己主張のぶつかり合いによる葛藤などを通して互いに理解し合っていく。こうした体験で育まれた道徳性・規範意識の芽生えは、小学校生活において、初めて出会う人の中で、幼児期の体験を土台にして、相手の気持ちを考えたり、自分の振る舞いを振り返ったりなどしながら、気持ちや行動を自律的に調整し、学校生活を楽しくしていこうとする姿へとつながっていく。

## (2) カリキュラム・マネジメント

カリキュラム・マネジメントとは、各園の教育・保育目標に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程や指導計画を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくことであり、園運営において中核に位置づくものです。

### (保育所における全体的な計画)

各保育所においては、保育所の保育目標を達成するために、保育の目標や方針や目標に基づき、子どもの発達の過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成していきます。

- ・全体的な計画を作成する際には、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちを長期的に見通して適切に作成していきましょう。
- ・全体的な計画は、保育の全体像を包括的に示すものとして、これに基づく指導計画、保育計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう作成していきましょう。

## (幼保連携型認定こども園における全体的な計画)

幼保連携型認定こども園においては、教育と保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即した適切な教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成し、その目的や目標の達成に努めます。

- ・全体計画は、教育及び保育の内容と子育ての支援等の内容の有機的関連を図りつつ、各幼保連携型認定こども園の全体像を包括的に示すものです。
- ・全体的計画を作成する際は、質の高い教育及び保育の活動を目指して教育と保育を一体的に捉え、園の基本構想となり、園内はもとより地域・社会に伝播する役割を持つよう留意しましょう。

全体的な計画を  
構成する諸計画

- ・ 満3歳以上の園児の教育課程に係る教育時間の教育活動のための計画
- ・ 満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児の保育のための計画
- ・ 満3歳未満の保育を必要とする子どもに該当する園児の保育のための計画
- ・ 一時預かり事業などとして行う活動のための計画
- ・ 園生活全体を捉えた計画
- ・ 安全計画・保健計画 等



## (幼稚園における教育課程及び全体的な計画)

各幼稚園においては、教育課程を中心に、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などに関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成することで、一貫性のある安定した幼稚園生活をつくり出すことにつながっていきます。

<教育課程の役割と編成上の留意事項>

- ・ 幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が、家庭や地域とも共有されるよう努めましょう。
- ・ 満3歳児が学年の途中から入園することを考慮し、安心して幼稚園生活を過ごすことができるように配慮しましょう。
- ・ 幼稚園生活が安全なものとなるよう、教職員による協力体制のもと、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行いましょ。
- ・ 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図りましょ。
- ・ 教育課程を中心に、幼稚園の様々な計画に関連させ、一体的な教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成しましょ。
- ・ 各幼稚園においてカリキュラム・マネジメントを充実させていましょ。



### (3) 3歳未満児の保育

乳幼児期の発達には、一人ひとりの発達の個人差が大きく、発達も直線的ではありませんが、発達には順序性とともに方向性があり、発達の筋道には、共通のものがあります。各年齢の発達の段階を理解しておくことは、3歳未満児を保育するうえでとても大切です。



#### 【0歳以上満1歳未満児】

##### ○乳児期の発達の特徴

乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的なかかわりを通じて、情緒的な絆が形成されるといった特徴があります。これらの発達の特徴を踏まえて、乳児期の園児の保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要です。満たされる経験を十分に受けて育つことで、心身の調和のとれた発達が促されていきます。

抱く、ふれる、授乳、この三つによって基本的信頼感が育っていくことを基本とし、保護者に代わって関わりを持つ保育者等には、土台となる乳児期を重要な機会ととらえ、心のかもった援助をする心構えが必要になります。

##### ○乳児保育に関するねらい及び内容

【身体的発達に関する視点】「健やかに伸び伸びと育つ」

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基礎を培う。

【社会的発達に関する視点】「身近な人と気持ちが通じ合う」

受容的・応答的な関わりのもとで、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基礎を培う。

【精神的発達に関する視点】「身近なものとの関わり感性が育つ」

身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基礎を培う。

##### ○乳児の予想される姿と保育者の援助

- ・病気に対する防衛機能が未発達なため、衛生面については特に留意しましょう。また、体温調節機能も未熟なので、厚着になりすぎないようにし、動きを制限しないようにします。乳児をよく観察して、健康状態を把握していきましょう。
- ・この時期の乳児の欲求は、ほとんどが生理的欲求であり、この生理的欲求がほどよく満たされることが重要です。おむつが汚れていたら、目を見て優しく語りかけながら取り換え、乳児がきれいになった心地良さを感じることができるようにするなど、生理的欲求を受け止めたり、目覚めたときに名前を呼んでやさしく言葉をかけたり、表情やしぐさの変化に応えたりする中で、人に対する絆が形成されていきます。
- ・色や物音や人の声に反応し、目で追ったり、手足を動かしたりします。その後、目の前のものをつかもうとしたり、手を口に持っていき、腹ばい、寝返り、座る、はう、伝い歩きなど自分の意志で体を動かし、移動したり、自由に手が使えるようになっていくことで、身近な物に興味を持って関わり、探索活動が活発になります。保育者は、十分に体を動かすことのできる空間を確保するとともに、乳児一人ひとりの発達の過程を踏まえ、遊びの内容を意図して構成された環境を整えていきましょう。
- ・乳児は、興味のあるものに手を伸ばし取ろうとしたり、口の感覚で認識しようとするので、舐めたらほかの子どもが使う前に洗ったり、消毒したりするなど、集団保育では玩具や日常品の洗浄をこまめに行い、衛生管理に気をつけましょう。

## 【満1歳以上満3歳未満児】

### ○満1歳以上満3歳未満児の発達の特徴

この時期の発達は、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと基本的な運動機能が発達し、排泄の自立のための身体的機能やつまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事や衣類など身の周りのことを保育者に見守られながら自分で行うようになります。また、発声が明瞭になり、語彙も増加し、自分の思いや欲求も言葉で表出できるようになります。このように自分でできることが増えてくるので、保育者は、子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わっていきましょう。

### ○満1歳以上満3歳未満児の保育に関するねらい及び内容

- 【健康】 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
- 【人間関係】 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。
- 【環境】 周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
- 【言葉】 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
- 【表現】 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。



※満1歳以上満3歳未満児の発達は、5領域に関する学びが密接に関連し合いながら生活や遊びの中で育まれていくものである。

### ○満1歳以上満3歳未満児の予想される姿と保育者の援助

- ・1歳頃になるとこれまで母親や保育者等との関わりで培われてきた愛着関係を基盤として周囲のものに対して、興味を持ち始めるようになります。歩けるようになると全身のバランスを取りながら探索活動が盛んになり、身近な人やものに自発的に働きかけていく姿がみられるようになります。歩き始めは、バランスを崩しやすいので、安全面に十分配慮した環境を整えていきましょう。また、危険の判断や行動の抑制がまだ不十分にもかかわらず好奇心が旺盛になると行動範囲が徐々に広がっていくので、保育者は、幼児の興味・関心や行動範囲を予測して環境を整えておきましょう。
- ・周囲に目を向けられるようになると、興味をもった動きを模倣しようとする姿がみられます。保育者の姿も模倣吸収の対象となるので、所作など、ゆったりとした話し方や、あいさつの仕方を日常生活の中で意識していくとよいでしょう。
- ・自立への欲求や自我の芽生える時期で、自己主張が増え、何に対しても「いや」という言葉や態度が表れます。一人ひとりの気持ちに寄り添い、2つの選択肢を示して、その中から自主的に選び尊重することで、一方を自主的に選択し決定できる自我を育てていくとよいでしょう。
- ・一人遊びを楽しむ姿が見られるときは、安心して遊びを十分楽しめるよう場の保障をして見守ることが大切です。
- ・少しずつ周りの友達と一緒に遊ぶ楽しさが感じられるよう、保育者が一緒に関わりながら仲立ちをしていきましょう。



#### (4) 満3歳児から就学前児の保育・教育

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、環境を通して行われることを基本とし、家庭や地域での生活を含め、幼児の生活全体が豊かなものになるように努めていきます。そのために保育者は、一人ひとりと丁寧に関わり、安心して生活できる場を保証していくことが大切です。

##### ○満3歳児から就学前児の発達の特徴

- ・この時期においては、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになります。自分の力で取り組むことが多くなり、活発になります。
- ・理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まってきます。
- ・自分でやりたいという意識が強くなる一方で、信頼できる保護者や保育者などの大人にまだ依存していたいという気持ちも強く持っている時期です。いつでも適切な援助が受けられる、あるいは周囲から自分の存在を認められ、受け入れられているという安心感などを基礎にして、幼児は初めて自分の力で様々な活動に取り組むことができます。
- ・また、大人への依存を基盤としつつ自立へ向かう時期でもあります。この時期は、自立と依存の関係を十分に体験することは、将来にわたって人と関わり充実した生活を営むことにつながります。
- ・自分の生活経験によって親しんだ具体的なものを手がかりにして、自分自身のイメージを形成し、それに基づいて物事を受け止める時期です。
- ・自分の周りに信頼や憧れを持っている人の言動や態度を模倣したり、自分の行動にそのまま取り入れようとしたりすることが多くなります。
- ・環境に能動的に関わることを通して、周りの物事に対処し、人と他の動物の区別など人々と交渉する際の基本的な枠組となる事柄についての概念を形成する時期です。
- ・他者との関わり合いの中で、様々な葛藤やつまずきなどを体験することを通して、将来の善悪の判断につながる、やってよいことや悪いことの基本的な区別ができるようになる時期でもあります。

##### ○満3歳児以上就学前児に関するねらい及び内容

- 【健康】健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
- 【人間関係】他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。
- 【環境】周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
- 【言葉】経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
- 【表現】感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

## ○保育の組み立て方・振り返り

- ・保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領のもと、各園で教育課程を編成し、教育課程を実践していくために指導計画を作成します。教育課程や指導計画は地域や園、幼児の現状に合わせて修正していきましょう。月のねらい→週のねらい→日のねらいとおろしていく中で、ねらいに沿った保育内容を考える必要があります。
- ・「ねらい」と「内容」の「各領域」は、幼児の発達の側面から示したものであり、「ねらい」は、幼児期の教育において、育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものです。この「ねらい」は、園生活全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で、相互に関連を持ちながら次第に達成に向かうものであることに留意しましょう。また、「内容」は、ねらいを達成するために指導する事項であり、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものです。
- ・月、週、日ごとの保育をPDCAサイクルで検証し、次に生かしていきましょう。振り返りをすることで、自分の保育を見直し、次の日以降の見通しやそれぞれの遊びの見通しなどが持てるようになります。また、一人ひとりの育ちを見とるよう日々の記録を残していくことも有効です。
- ・幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として5領域のねらいが総合的に達成されるようにしていきましょう。

## (5) 幼児が安心して園生活を過ごすために

幼児にとって初めての集団生活は、保護者から離れ、不安だらけです。幼児が、自分の思いを表出しのびのびと園生活を過ごすためには、幼児一人ひとりが安心して生活できる環境を整えていくことが大切です。

## ○一人ひとりとの関係づくり

まずは、保育者が幼児にとって安心できる存在であると感じられるような関係を築くことが大切です。そのためには、一人ひとりと丁寧に関わっていきましょう。

- ・毎日、親しみを込めて名前を呼び、話しかける、一緒に遊ぶなど関わりをもちましょう。
- ・一緒に楽しいと感じられる経験をすることが大切です。一緒に遊んで楽しさを共有しましょう。
- ・幼児が困ったことなど不安を感じたときに、寄り添ってくれる、助けてくれる存在になりましょう。

## ○安心できる場づくり

幼児が安心して過ごすためには、一人ひとりに合った環境を整えることが大切です。誰にとっても安心できる生活環境が求められています。安心できる環境が整うことで、自分を出表することができ、自分の思いをだすことで、人とのコミュニケーションが始まります。安心できる環境は一人ひとり違うので、それぞれに合った場や物、環境構成などを整えていく必要があります。落ち着いた環境を整えるためには、掲示物等についてもよく考えて設定しましょう。

- ・入園当初は、家庭の環境状況も考慮(家庭で遊んでいた遊びを設定するなど)しましょう。
- ・親しみやすい表示や分かりやすい表示を掲示して、安心して楽しく過ごせる工夫をしましょう。

## ○教材の選び方

幼児は、遊びや活動を通して様々な教材と出会います。保育者は、遊びや発達に即した教材を提供するために、常に教材研究をすることが大切です。また、素材一つを取っても様々な活用方法があるので、保育者自身も活用方法を研究しておきましょう。

特に、自然物との出会いにより、感性が豊かになり、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われます。遊びや活動を通して、自然の不思議さや大きさ、美しさを感じられるようにしましょう。

教材を提供する際には、発達に適した扱いやすいものを選びましょう。また、アレルギー等についても配慮することが大切です。幼児にとって安全・安心な教材を準備しましょう。

## ○遊びたくなる環境づくり

幼児は、「面白そう」「楽しそう」な出来事には、興味、関心をもちます。そして「やってみたい」「触ってみたい」などの行動に移していきます。次の点に留意し、幼児が心動かされ、遊びたくなるような環境を整えていきましょう。

- ・ 幼児は、身の回りの事象から遊びが始まります。遊びの要素は、様々なところにあります。幼児が何に興味を持っているか、関わりを通して常に把握しておきましょう。
- ・ 遊びを十分楽しむためには、じっくり関わることのできる時間や空間を保障することが大切です。
- ・ 友達が遊んでいる姿に刺激を受けて、同じように遊びたくなる幼児のために、すぐに取り組むことができるよう遊具等の数を十分用意したり、分かりやすいように置き場を作ったりするなど準備をしておきましょう。
- ・ 季節を感じる環境は、時期を逃さないようにしましょう。保育者が感性を豊かにし、様々な自然現象を見逃さず、幼児に気づかせたり伝えたりする工夫が大切です。
- ・ 幼児は、遊びを通して様々な教材と出会います。幼児の発達状況や遊びに適した教材を提供しましょう。また、年齢が高くなるにつれ、幼児は本物に近づけるような教材を求めるため、保育者は、常に教材研究しておくことが重要です。
- ・ 幼児が楽しんでいる遊びの見直しを持ち、遊びに適した材料を準備しておくことも大切です。



## ○遊びの見方

保育の中でそれぞれの幼児の姿や遊びを捉える際には、まず保育者がその遊びや活動を通して何を育てたいのかをしっかりとつことが大切です。遊びを通して何を学んでいるのか、何を育てたいのか、常に考えながら幼児の姿や遊びを見ていくことで、次の手立てが見えてきます。どのような場を設定し、どのような教材を準備すればよいのか、予想を立てていきましょう。あくまでも遊びは幼児が主体なので、保育者の思いとそれとときもあります。そのような時は、その都度修正していきましょう。保育者が遊びに参加することは、面白さや楽しさを共有し、幼児の思いを汲み取り、遊びの方向性を一緒に考えていくことにつながります。



## 5 家庭や地域社会との連携

### ○保護者との関係づくり

幼児が安心して園生活を過ごすためには、保育者は、幼児との関係はもちろんのこと、保護者との信頼関係を築くことも大切です。保護者にとっても、大切な我が子を預けるのに不安があるものです。保護者の不安は幼児に伝わるので、保護者との信頼関係をしっかりと築いていくことが大切です。そのためには、幼児が園で頑張っている姿や楽しそうに遊んでいる姿、友達との関わりなど、保護者が知りたいと感じている園での様子を丁寧に伝えていくことを心がけましょう。

また、幼児期の教育に関する理解を、保護者が深めていくことも大切です。そのためには、幼児の様子や子育てについての情報交換の場を設けたり、保育参加において保護者と幼児と一緒に活動する場を設けたりするとよいでしょう。また、「園だより」や「クラスだより」「連絡帳」等を通して、家庭や地域社会での体験を取り入れた幼児の遊びを紹介するなど、幼児の成長を伝え合いましょう。

さらに、保護者が保育参加などを通じて、園生活を体験することで、幼児期の教育を具体的に理解できるとともに、幼児と体験や感動を共有することで、幼児の気持ちや言動の意味に気付いたり、幼児の発達の姿を見通したりすることにつながっていきます。



### ○地域の資源を活用

幼児は、幼児を取り巻く家庭環境や社会状況等の変化により、自然と触れ合ったり、地域で異年齢の子どもたちと遊んだり、働く人と触れ合ったり、高齢者をはじめ幅広い世代と交流したりするなどの直接的・具体的な体験が不足しています。このため、地域の資源を活用し、幼児の心を揺り動かすような豊かな体験が得られる機会を積極的に取り入れていく必要があります。

特に、自然の中で幼児が豊かな生活体験をすることが大切です。家庭との連携を図りながら園外活動を取り入れていきましょう。その際、幼児の発達を十分考慮して計画し、安全に十分配慮して実施することが必要です。

また、地域の祭りや行事に参加し、地域の文化や伝統に触れることで、自分の住む地域に親しみを感じることも豊かな体験につながります。

### ○子育て支援

子育て支援とは、子どもの育ちを保護者と共に喜び合うことを重視し、保護者の養育する姿勢や力の発揮を支えるために、保護者自身の主体性、自己決定の尊重を基本とする支援です。

- ・各園の特性を生かした子育て支援では、園全体の体制構築に努めることや、地域の関係機関との連携、子どものプライバシーの保護、秘密保持に留意します。
- ・保護者の様々な状況に配慮した個別の支援を行います。
- ・外国籍家庭など特別な配慮を必要とする家庭へは、個別の支援をします。



## 6 支援を必要とする幼児への指導

保育者からみて行動等気になる幼児がいるときに、適切な援助をしたいが、どのように関わっていけばよいか悩む場合があります。

そのような時は、担任が一人で抱え込まず、園全体で幼児の行動等の分析や指導の手立てについて考えていくことが大切です。

**「気になる子どもって・・・」**

- ・ 集団での活動に入れない
- ・ 他の子とのトラブルが絶えない
- ・ 周りの子をたたく、かみつく
- ・ 会話がかみ合わない
- ・ 言葉を発しない
- ・ じっとしてられない
- ・ すぐに泣く
- ・ よく転ぶ など

どうしても注意する言葉や行動を制限する言葉をかけてしまうことが多くなってしまいがち

**「見方を変えていきましょう」**

「困った幼児」	→	「困っている幼児」
「幼児を変える」	→	「環境を整える」
「なぜできない」	→	「どうやったらできるか」
「やる気がない」	→	「やり方がわからない」

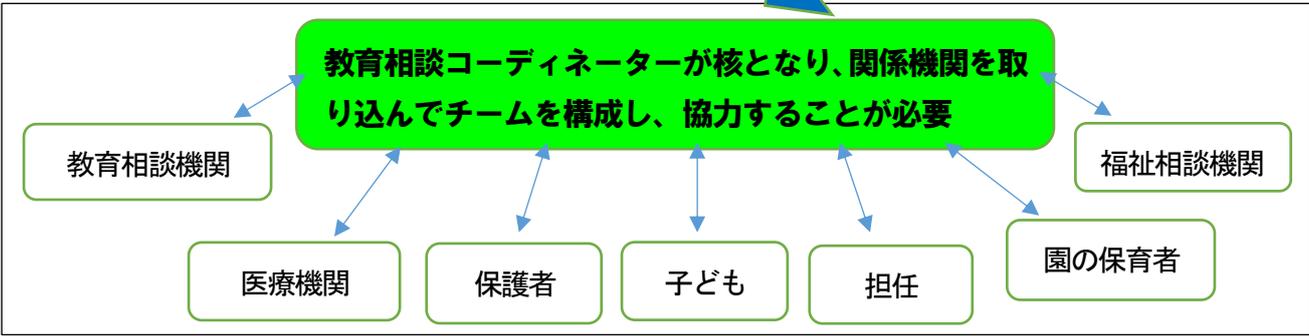
気になる子への対応は？

- ・ 気になる子の実態をとらえる
- ↓
- ・ 気になる行動の背景を考える
- ↓
- ・ 複数の情報を集め、多面的にとらえる
- ↓
- ・ 環境の調整や周囲の関わり方で適切な行動を学ぶことができるよう具体的な手立てを工夫する

**教育相談**

園生活や集団活動などに困難が生じ、幼児が困り感を感じている時は、園と保護者で話し合いをする場を作りましょう。

教育的ニーズを見極め、適切な支援を展開するため、かかわる人材や機関による支援について、話し合いを通してそれらをつないでいくことが重要です。



## ○一人ひとりの特性等に応じた配慮

### ① 幼児を理解しよう！

幼児一人ひとりの得意なところ、よいところ、苦手なところ、苦戦しているところや幼児を取り巻く背景などを含めて知ることが大事です。

### ② 指導・支援のポイント

- ・ 刺激、情報の整理
- ・ 視覚的に伝える（コミュニケーションのやり取りも視覚的に）
- ・ 興味・関心を生かす（動機付け）
- ・ 安心して過ごすことができる環境の工夫
- ・ 体験を通してソーシャルスキルを身に付けさせる

### ③ 言葉がけで配慮すること

- ・ 簡潔、具体的、ソフトに・・・1度に1つずつ伝える（視覚的な表示等を伴いながら）
- ・ 声の大きさ、声の調子、表情に気をつける
- ・ ほめる時は、具体的に・・・工夫と個別化が大事

**※担任一人で抱え込まず、園全体で情報を共有し、手立ての方向性を探っていきましょう。教育相談コーディネーターが中心となり、ケース会議等を開催し、園全体で取り組んでいきましょう。**

## ○「個別の支援計画」

### 「支援シートを活用しよう」

#### 「個別の教育支援計画」とは？

関係機関が適切な役割分担のもとに、一人ひとりのニーズに対応して適切な支援を行うことを目的に作成するものです。

神奈川県教育委員会では、連携のツールとして「支援シート」を提案しています。「支援シート」では、成長の過程をたどるライフステージに沿った所属機関における支援と、教育、保健、医療、福祉、労働などの諸機関の連携による支援という、縦、横二つの軸に合わせて整理しています。

**支援シートⅠ**：所属機関の連携を促進することを通じ、幼児に対する一貫した支援を行うことを目的とします。

**支援シートⅡ**：関係機関の職員とケース会議をもつ必要があるときに活用します。このシートを使って、かかわった機関やその役割を記録にとることで、必要に応じて円滑な支援体制を作る際の資料として活用できます。

※付録 参照

- ・ 障害のある幼児への指導については、「障害者の権利に関する条約」や「障害者差別解消法」を踏まえ、関係機関と連携して様々な側面からの取組を示した計画(個別の教育支援計画)や幼児一人ひとりについて、指導の目標や内容、配慮事項等を示した計画(個別の指導計画)の作成・活用に努めることとされています。
- ・ 外国につながる幼児の園生活への適応については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うこととされています。

※神奈川県ホームページ/特別支援教育/神奈川の支援教育関連資料/支援が必要な子どものための「個別の支援計画」

※「支援教育」<http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/osirase/kyoikusomu/index.htm>

## 7 小学校教育との接続

幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育まれた資質・能力（※幼稚園教育要領では「幼稚園教育において育まれた資質・能力」、保育所保育指針では、「保育所保育において育まれた資質・能力」）を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼保連携型認定こども園における教育及び保育（※幼稚園教育要領では「幼稚園教育」、保育所保育指針では、「保育所保育」）と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章総則 第2 1 (5)  
幼稚園教育要領 第1章総則 第3 5 (2)  
保育所保育指針 第2章保育の内容 4 (2)

小学校低学年は、学びがゼロからスタートするわけではなく、幼児期の教育で身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、子どもたちの資質・能力を伸ばしていく時期です。

小学校教育においては、生活科を中心としたスタートカリキュラムが学習指導要領に明確に位置付けられ、その中で、合科的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫も行いながら、幼児期に総合的に育まれた資質・能力や、子どもたちの成長を、各教科等の特質に応じた学びにつなげていくことが求められています。

### ○幼児期の教育と小学校教育との連携

#### ① 幼児の育ちを連続してとらえる

幼児の育ちは、幼児期から児童期へと連続してつながっています。就学前施設や小学校の教員や保育者はともに一人ひとりの幼児の育ちについて共通に理解して（幼児期の終わりまでに育ってほしい姿）、幼児に必要な学びや体験が得られるように、幼児期から児童期へと長期的視点を持って、幼児期に育まれたまなびと小学校以降の学びをつなぐ教育課程を編成することが必要です。

#### ② 幼児の視点から考える

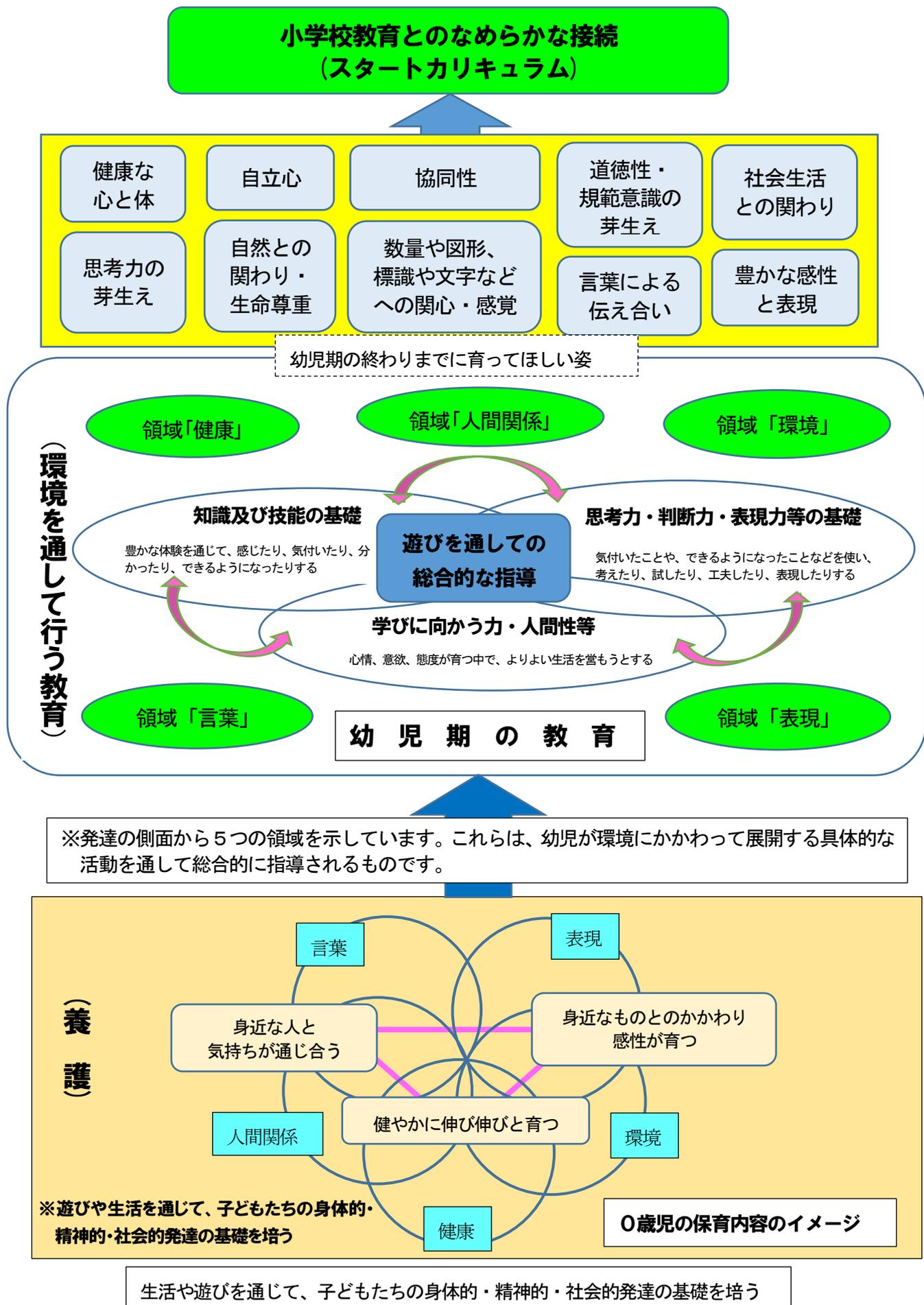
幼児の発達や学びの連続性を保障するためには、幼児の小学校での新たな生活に対する興味・関心や期待する気持ちも十分考慮し、小学校入学後の生活や学習への意欲や期待をつなげていくことが大切です。

#### ③ 幼児期の教育と小学校教育のつながりを考える

各園では、環境を通して行う教育を基本とし、幼児の主体的な活動が確保されるよう教材を工夫し環境構成をしています。幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて小学校教育が円滑に行われるよう教師間の意見交換や合同の研究の機会を設け、幼児期の教育と小学校教育が円滑な接続を図れるよう努めましょう。



「幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続に向けて(イメージ図)」



○幼児期から児童期への円滑な接続のために

小学校教諭と顔を合わせる場、話す場を設定し、話しやすい環境づくりをしましょう。

お互いの保育・教育の場を見学し、それぞれの発達の特性を話し合しましょう。

就学前の教育施設と小学校教育との幼児、児童それぞれの生活の場や教育方法等が異なることを理解しましょう。



「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して意見交換を行ったり事例を持ち寄って話し合しましょう。

情報交換の機会を設定しましょう。

(例)・4月には必ず行う

- ・1年生担任だけでなく、毎年参加できる教員(教務、養護教諭など)にも参加してもらおう。等

## 8 安全面の配慮

園においては、幼児が健康で安全な生活を送ることができるよう、担任だけでなく、園全体の保育者が協力していかなければいけません。

幼児期の発達の特徴として、まわりの友達の行動の危険性は指摘できても、自分の行動の危険性を予測できないということがあります。友達や周囲の人々の安全にも関心を向けながら、次第に幼児が自ら安全な行動をとることができるように、発達の実情に応じて指導を行う必要があります。(領域「健康」)

幼児が自分で状況に応じて機敏に体を動かし、危険を回避できるようになるためには、日常生活の中で十分に体を動かして遊ぶことを通して、危険な場所、事物、状況などが分かったり、そのときにどうしたらよいかを体験を通して学びとっていくことが大切です。

☆遊びの中で十分に体を動かすことを通して、安全についての理解を深めるために・・・

幼児が安心して生活するための環境や指導の工夫はされていますか？

園庭や園舎全体が幼児の遊びの動線や遊び方に配慮されていますか？

※特に、3歳児の動き方や遊び方に沿った園庭や園舎全体の環境の工夫が必要です。

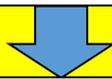
☆保育者としてすべきことは・・・

定期的に遊具等の点検をしましょう。不備を発見したときは、直ちに適切な対処をしましょう。

火事や地震等の自然災害を想定した避難訓練は、年間計画の中に位置づける必要があります。

**重要！！**

安全に関する指導及び安全管理の両面を効果的に実施するため、日頃から安全に関する実施体制の整備が大切であり、学校保健安全法に基づく学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）などを作成し、園内の全職員で共通理解をしておくとともに、全職員で常に見直し、改善していくことが大切です。



※プールや水遊びを行う際は、指導計画を作成し、全職員で園児の動線に沿った保育者の動き等を確認するなど、安全面の配慮を十分にすることが大切です。

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～

→ [www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/.../guideline1.pdf](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/.../guideline1.pdf)



## 乳児期及び満1歳以上満3歳未満児

乳幼児一人ひとりが、安心して快適にかつ健康で安全に過ごせるようにするために、保育者は、一人ひとりの発達の過程等を的確に把握し、個々の欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉掛けを行うことが大切です。

### ○産明け～6ヶ月未満の時期に心がけること

- ・病気に対する防衛機能が未発達なため、衛生面については特に留意しましょう。また、体温調節機能も未熟なので、厚着になりすぎないようにし、動きを制限しないようにしましょう。乳児をよく観察して、健康状態を把握しましょう。室内の温度、湿度の管理にも気をつけましょう。
- ・音に対してとても敏感なので、大きな音や声で不安にさせないようにし、優しく語りかけましょう。
- ・採光に気をつけ、カーテンなどで柔らかい陽射しを取り入れるようにしましょう。
- ・眠っていることが多い時期ですが、視覚の発達を促す、環境をつくりましょう。追視しやすい、ゆるやかな動きのモビールなど用意するとよいでしょう。興味のある物の方を向き、見つめることにより、遠くにある物にも焦点が合うようになってきます。
- ・起きた時は名前を呼んで、目を見て優しく語りかけましょう。人間の話す声を吸収してため込んでいく時期で、語りかけてくれる人の口元をじっと見つめる時期です。それを真似て微笑みがかえってくるでしょう。
- ・おむつが汚れていたら、目を見て優しく語りかけながら取り換え、乳児がきれいになった心地良さを感じることができるようにしましょう。皮膚がとても敏感であるので、不織布のおしりふきで拭く際にはこすらないよう注意しましょう。
- ・SIDS（乳幼児突然死症候群）の危険があるので、睡眠状態をこまめにチェックしましょう。また、顔の周りには窒息しないように物を置かないようにしましょう。
- ・寝る場所、おむつ交換、授乳場所はそれぞれ決めて、いつも同じ場所で行うようにしましょう。秩序感が育ち、安心感へと繋がっていきます。

### ○6ヶ月～1歳未満の時期に心がけること

- ・外気浴や気分転換をかねて、積極的に戸外に散歩に出かけましょう。また、赤ちゃん体操やベビーマッサージなどで、身体に刺激を与えたり、スキンシップをとるようにしましょう。
- ・体温は外気温によって左右されます。暑すぎず、寒すぎず、自然の風を取り込む事もしましょう。乳児の体温は、1日のうちで0.6度から1度くらいは変動します。季節によって異なりますが、暑さ寒さの実体験が体温異常の子どもをつくらぬことに繋がります。
- ・この時期は母体免疫が切れて感染症に罹りやすくなります。日常の健康状態観察を十分行い、変化が見られたときには適切に対応しましょう。
- ・乳児の動きが活発になるので、上下に分かれた活動しやすい服装にしましょう。厚着にならないよう、大人より1枚薄くすることを目安にします。
- ・這う、つかまり立ち、伝い歩きと、成長が著しく色々な動きが出てくる時期です。自由に動き回ることができるように安全な運動スペースを作りましょう。部屋には、わずかな段差を昇り降りできる昇り台やマット、つかまり立ちができる重いスツールを支えとして立つことが出来る環境などを整えましょう。怪我をしないよう角のあるものは覆うなどして、安全に気をつけましょう。
- ・人見知りが始まる時期なので不用意な人の出入りは避け、乳児が安心して過ごせる環境を整えましょう。

- ・何でも口に持っていく時期なので、小さいおもちゃやごみなど誤飲に気をつけましょう（直径3.5cm以下は飲み込んでしまう恐れがあります）。
- ・離乳食が始まります。家庭や調理員と連携をとり、無理なく進めていきましょう。離乳の兆候は、乳歯が生え始める、這うことができるようになる、すこし支えがあれば座ることができる、外界に対して強い関心を示すようになる等、変化が見られる時です。吸うという形から嘔むという形へ変わっていきます。乳児サイズのテーブルとイスは発達を助ける大事な道具です。乳児にとってこれから何を食べるのか、どこから来るのか、乳児が見られるようにすることが大切です。乳児が自発的に口を開いたときにのみ食べ物を口の中に入れます。そして無理強いをすることはないように気を付けましょう。食事は生涯を通して、楽しみをもたらしてくれるものです。

### ○1歳から3歳未満の時期に心掛けること

- ・1歳前半は歩き始める時期です。転んだりひっくり返ったりしやすいので、怪我のないよう安全な環境に配慮しましょう。歩き始めは平坦な道を、しっかりしてきたら、凸凹道など変化のある所を歩いて、体を鍛えましょう。
- ・2歳になると、活発に動き回るようになります。危険の判断や行動の抑制がまだ十分に出来ないため、高い所に登って降りられないということも起こります。目を離さず、いざという時に素早く動けるようにしておきましょう。
- ・言葉を話し始めたら、耳を傾けて丁寧に聞いて対応しましょう。まだ、うまく言葉を話せないことが多いので、気持ちをくみとりながら気持ちを言葉にしていきましょう。ゆっくりと大きすぎない声ではっきりと語りかけましょう。
- ・おもちゃの取り合いで、友達にかみついてしまうことがあります。ことばで伝える事ができない幼児には根気強くジェスチャーや態度でやり方を示してあげましょう。幼児の行動や遊びをよく見ながら、未然に防ぐようにしましょう。
- ・自我の芽生える時期です。「いや」という幼児の気持ちに寄り添い、2つの選択肢を示して、その中から自主的に選び尊重することで、一方を自主的に選択し決定できる自我を育てていきましょう。
- ・「いや」という背景には、多くの問題を解決できるようになっていることを認められたいという幼児の欲求があることを理解しましょう。考え方として、選ぶ余地を与えるということが大切でしょう。
- ・再現遊びが楽しめるような生活用具や玩具を幼児の届くところに設定し、片付けやすいように、イラストや写真などで、何をどこに置くのか分かるように整えましょう。用具の数や量にも配慮し、我慢することや、順番を待つということを育てましょう。
- ・我が強くなる時期でけんかが多くなりますが、双方の不安や悲しみが強まらないようにしましょう。同時に、他の幼児との関わり方を徐々に知らせていきましょう。



付 録 支援シートⅠ・支援シートⅡ

支援シートⅠ これまでの支援これからの支援

よみがな 氏 名	所属機関	記入日	相談メンバー
<small>※記入書には合印をのせます</small>			
これまでの取組	項 目	内 容	
	所属機関		
	家庭生活		
	余暇・地域生活		
	健康・安全・相談		
これまでの取組の様子			
これからの計画	これからの方針		
	所属機関		
	家庭生活		
	余暇・地域生活 卒業後の生活		
	健康・安全・相談		

支援シートⅡ 支援の内容と役割分担

よみがな 氏 名		所属機関	( 学年 )		
記入日		相談の回数			
見直し日		相談の回数			
<small>※記入書には合印をのせます</small>					
評 価 または コメント					
曜日	機 関	担当者	支援の内容	見直し 予定日	見直し 評 価
所属機関					
家庭生活					
余暇・地域生活					
健康・安全・相談					

《参考文献》

- ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針 中央説明会資料  
(平成 29 年 7 月)
- ・ 文部科学省ホームページ
- ・ 支援教育 (神奈川県教育委員会 平成 20 年 3 月)